

令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名 京都府

都道府県名	京都府	自治体コード: 260002
事業名	子育て環境日本一推進戦略事業	所要見込額 ※(注)1 12,245 千円
実施期間	交付決定日 ~ 令和3年3月31日	
地域の実情と課題 (これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2	<p>京都府では、平成25年11月に「京都府少子化対策総合戦略会議」を設置し、総合的かつ抜本的な少子化対策の検討を開始した。会議においては、できるだけ若い世代から人生設計について考える機会の提供や妊娠・出産についての正しい知識の涵養が必要との意見が寄せられた。</p> <p>併せて、平成26年には、府内市町村の合計特殊出生率と少子化要因に関係する社会指標との相関関係の分析と45歳未満の男女を対象とした府民意識調査を実施した。その結果、未婚化・晩婚化が全国トップレベルにある一方で、未婚者の約85%に結婚の意向があることが判明し、結婚できる条件や環境整備が求められている。また、有配偶者の理想の子ども数は男性2.4人、女性2.5人であるが、予定子ども数は男性2.0人、女性2.1人となっており、府民のもっと子どもを持ちたいという希望を叶える環境整備も必要となっている。</p> <p>京都府の合計特殊出生率は平成30年で1.29(全国第45位)であり、平均初婚年齢、第一子出産年齢、50歳時未婚率も上昇傾向である等、厳しい状況が続いているが、このような現状を打破り、子どもが社会の宝として、地域の中で温かく見守られ、健やかに育ち、子どもの生き生きとした姿と明るい声が響き渡る社会の実現のためには、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまでの総合的な子育て支援を行う体制を構築し、粘り強く、着実に取組を進める必要がある</p>	
都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注)3	<p>上記課題に対応するため、平成27年10月に府の結婚支援の総合拠点として「きょうと婚活応援センター」を設立。平成28年4月には、「京都府少子化対策条例」を施行、条例に基づき平成29年4月から3年間の少子化対策基本計画を策定した(現在、令和2年度以降の計画策定に向け作業中)。また、平成28年8月には、子育て支援活動の拠点「きょうと子育てピアサポートセンター」を設立し、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない総合的な少子化対策を推進している。</p> <p>さらには、令和元年9月に、社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい子育て社会を目指すための指針として、「京都府子育て環境日本一推進戦略」を策定し、これに基づいた具体的な施策を展開していくこととしている。</p> <p><京都府少子化対策条例> 第2章第1節 結婚の支援に関する施策 <京都府少子化対策基本計画> I 結婚の支援 <京都府子育て環境日本一推進戦略> 重点戦略1 子育てにやさしい風土に包まれた京都府社会の実現</p>	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標※(注)4	<p>少子化対策基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 出生数 22,000人(平成31年)(平成30年17,909人) 平均初婚年齢 夫30.8歳、妻29.1歳(平成31年)(平成30年 夫31.5歳、妻30.0歳) 出生数全体に占める第3子以降の割合 16.5%(平成31年)(平成30年 16.8%) 	
参考指標 ※(注)5	<p>※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等</p> <p><平成30年概数(平成29年確定数)></p> <p>婚姻数: 11,491(11,875) 婚姻率: 4.5(4.7) 出生数: 17,909(18,521) 出生率: 7.1(7.3) 合計特殊出生率: 1.29(1.31)</p>	
	1 優良事例の横展開支援事業	所要見込額 12,245 千円
	(1) 結婚に対する取組	所要見込額 12,245 千円
	個別事業名 きょうと婚活応援センター事業	所要見込額 12,245 千円
	個別事業名	所要見込額 千円
	個別事業名	所要見込額 千円
	個別事業名	所要見込額 千円

事業内容	(2) 結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額	0 千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	2 結婚新生活支援事業		所要見込額	千円
個別事業名				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無※(注)6				

(注)

1「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。

2「地域の実情と課題」には、これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。

3「都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえ、都道府県における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、都道府県の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各都道府県は少なくとも令和元年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。

5「参考指標」には、各都道府県の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。

6「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。「無」が前提となります。

7 適宜参考となる資料を添付すること。